

## 大会競技審判規定

### 第一条(競技場)

1. 競技場の広さは、幅が縦横8mの正方形とする。
2. 競技場の中央より、左右それぞれ1.5mの間隔をおき、1mの平行線を引き、これを試合者の所定の位置とする。
3. 監査役席、記録席は主審の前方とする。副審は1名ミラー方式とする。ファイナルステージ（決勝戦）は主審1名副審4名とする。審判人数によりこの限りではない。

### 第二条(服装)

1. 試合者は、清潔な白無地の空手道衣の上にボディプロテクター安全防具を着用し、原則として赤、又は白の印となるものを安全防具につけ、各々区別する。場合によっては青も許可する。
2. 試合者は、爪を短く切り、金属など相手に危険を及ぼすような物は、一切身につけてはならない。
3. 審判員は、規定で定められた服装を身につける事。

### 第三条(安全防具の使用)

1. 試合時の安全防具は、次の防具を使用する。
  - ① スーパーセーフ面
  - ② ボディプロテクター
  - ③ 拳ガード、足甲ガードは必ず着用する。但し、大人の足甲ガードは任意とする。※皮製は一切使用不可
  - ④ 選手は、ファールカップ(金的)の着用を義務づけます。又、サポーターやテーピング類の使用は一切禁止致します。但し、コート長の許可が有る場合は使用を認めます。
  - ⑤ マウスピースの使用は認める。

### 第四条(試合の運行)

1. 試合は選手が所定の立ち位置に付き、選手相互に礼をなし、主審の「勝負一本始め」の合図で開始する。
2. 試合は主審の「やめっ」の合図で選手は中央の所定位置にもどり主審の勝負の宣告を受け、選手相互に礼をして終了する。
3. 試合中の一切の運行は主審の指示によって行われる。

### 第五条(試合時間)

1. 試合は幼児・小学生及び中学生の試合時間を1分30秒とし、高校生以上の試合時間を2分間とする。
2. 延長戦は上項にある同時間とし、先取り一本とする。それでも決しない場合は判定とする。但し、決勝戦においてはこの限りではない。判定時の判定基準は、アグレッシブル差>場外・反則の有無>技術の巧拙とする。
3. 試合時間は主審の試合開始の合図により計り始めるものとする。ただし、事故又は審判員の協議に要した時間は削除する。
4. 形競技は、2分間とし初めの合図からカウントするものとする。オーバーした場合は、ミスと同等の優劣とする。

## 大会競技審判規定

### 第六条(勝負)

1. 勝負は時間内で一本勝負ポイント制とし、勝ち又は反則及び失格による負けによって決定する。
2. 攻撃部は次のとおり限定する。
  - ① スーパーセーフ・それに準じる安全防具(面部)
  - ② ボディプロテクター(胸部正面、腹部正面、左右側面)

### 第七条(1本の判定基準)

1. 1本の判定基準は、安全防具(面部、胸部、腹部左右側面)に有効な「突」「打」「当」「蹴」を十分に制御して極めた時。
2. 上記を極めた際に、膝等から崩れ落ちた時。俗に言う「効いた」と言う状態になった時。
3. 「1本」を5ポイントとする。ただしノックアウト(KO)の場合は、点差関係なく一本とする。
4. 5ポイント以上の差が生じた場合は、「1本」とする。
5. 「1本」の場合は制限時間に関わらず先取者を勝ちとする。
6. 反則失格の違反者は「反則負け」又は「失格負け」と定め「1本」を失う。
7. 「技あり」の判定基準は、第八条に定める。

### 第八条(技ありの判定基準)

1. 「1本」にちかい攻撃で残心を示した場合、「技あり」を認める。
2. 上段蹴りについては、2ポイントとし、その他の技については1ポイントとする。
3. 転倒した相手に対し、もしくは背を向けた相手に対し寸止めで技を極めた時。
4. 連続技については、二連続のポイントまで認める。
5. 「場外」の場合は「場外注意」の宣告を受け1ポイントを失う。(1度目から相手へポイントとなる)
6. 「技あり」の場合は1ポイントないし2ポイントとし、5ポイント差を生じたときは、先取者の勝ちとする。
7. 相突、相打の時は、双方「技あり」をとる。
8. 「技あり」の宣言は、有効技の決まった順番に行う。
9. 有段者のみ下段蹴りを認める。但し、ポイントの加算はされない。

### 第九条(優劣の判定基準)

1. 組手競技における「優劣」の判定基準は次のとおり定める。(①>⑥とする)
  - ① 技ありの多少と有無(アグレッシブ度合い)
  - ② 反則注意の有無
  - ③ 場外注意の有無と退避の有無多少
  - ④ 試合態度の優劣
  - ⑤ 技術の巧拙
  - ⑥ 試合結果
2. 形競技における「優劣」の判定基準は次のとおり定める。
  - ① 形全体の完成度で判断し形の難易度で判断しない
  - ② ミス>バランス>身体のブレ>技の綺麗さスピード・力強さ

## 大会競技審判規定

### 第十条(禁止事項)

1. 競技における禁止事項は、次のとおり定め「反則負け」とする。ただし、軽微な違背者には「警告」又は、「反則注意」にとどめる。
2. 技ならびに動作に関しては次のとおり禁止する。
  - ① 上肢、下肢を除く安全防具以外の部位への直接加撃
  - ② 上肢、下肢への執拗な加撃  
※ただし、一般以上は次への攻撃に繋がる下段蹴りは認めるものの、ポイントにはならない。
  - ③ 股間部、肘、膝、及び足甲への直接加撃
  - ④ 関節技
  - ⑤ 安全防具、及び道衣を掴んだ投技と組み合い
  - ⑥ 気合以外の人格を無視するような言動
  - ⑦ 競技に関連しない時間の浪費
  - ⑧ 転倒者への直接加撃
  - ⑨ 場外退避
  - ⑩ 頭頂部、耳部、及び頸部への加撃

### 第十一条(審判員及び監査役)

1. 選任された審判員(主審1名、副審1~4名)によって試合の審判を行うものとする。又、審判員の公正を図るため、試合監査役を置く。
  - ① 主審は競技者の等距離に位置し、副審は主審の位置に相対する範囲にてコート線内を移動し、審判する。(ミラー方式)
  - ② 試合におけるすべての事項については、主審がつかさどる。
  - ③ 監査役は原則として、試合の判定に加わらない。ただし、主審の指示・助言を求められた時は、直ちに指示によって応じ、召集による時は自席の前で、主審及び副審の意見を調整する。
2. 試合者は、審判員の宣告に対して直接異議の申し立てはできない。

### 第十二条(審判員、監査役及び係員の定員)

1. コートの組み手試合は、主審1名、副審1-4名、監査役1名をもって審判にあたることを原則とする。係員は、時計員、記録員、進行員、告示員、掲示員は各1名とする。ただし、兼務を妨げない1コートの合計は6名以上とする。

### 第十三条(待ち時間及び応援時の注意)

1. 試合までの待ち時間及び、終了後の応援又は観戦は、決められた場所で行いスタッフの指示に従うこと。
2. 応援する際に、品位の無い暴言・罵声が見られた場合は、即退場とする。

### 第十四条(三出・三休制度)

1. 一般クラスに於いて3年連続優勝した者は翌年、大会に参加する事が出来ない。